

ロナ禍での売上増加で影響も 国デジタルサービス税の **概要と日本企業への影響**

この記事のエッセンス

- ●英国は2020年4月1日からソーシャルメディアサービス、インターネット検 索エンジン、オンラインマーケットプレイスから生じる2.500 万ポンドを超 える収益に対して2%のデジタルサービス税を導入した。
- ●連結企業グループのデジタルサービス収益が5億ポンド、英国デジタル サービス収益が2,500 万ポンドを超える場合に課税される。
- ●英国政府はOECD / G20の国際的な合意に従うことを再確認しており、 2025年までにレビューが行われる。

デロイト トーマツ税理士法人 溝口 史子

英国

のデジタルサー

・ビス税

(図表1) 英国デジタルサービス税の概要

概要	デジタルサービス税は、デジタルサービスを提供するグループ会社に適用され、デジタルサービス関連収益が年間の閾値を超える場合、当該グループはデジタルサービス税申告を提出しデジタルサービス税の納付義務を負う。
デジタルサービス 活動の定義	・ソーシャルメディアサービス(a social media service) ・インターネット検索エンジン(an internet search engine) ・オンラインマーケットプレイス(an online marketplace)
年間収益の閾値	・課税対象デジタルサービスからの全世界収益5億ポンド ・英国のユーザーに起因する当該収益が2,500万ポンドを 超える(UK digital service revenue。以下、「英国デジ タルサービス収益」という)
控除額	2,500万ポンドまでの英国デジタルサービス収益は控除される。
税率	 控除額を超える英国デジタルサービス収益に対する2%
代替計算規定	利益率の低いビジネス、損失事業に関して個々の事業ごとに英国デジタルサービス収益に代わる代替課税標準を選択することができる(例:検索エンジンとオンラインマーケットプレイスに関してそれぞれに課税方法を選択可能)。代替課税標準は英国の当該事業の営業利益に0.8を乗じて計算する。
越境取引	二重課税防止のため、オンラインマーケットプレイスについては企業グループの申立てが認められた場合、収益の50%のみを課税対象とすることができる。

ビス税収として年間5億ポンドを見 のである。 業の収益に対して2%を課税するも 国のユーザーに対して提供する大企 オンラインマーケットプレイスを革 ルサービス税は、ソーシャルメディ アサービス、検索エンジン、または 英国政府はデジタルサー

2020年4月1日に導入され、 日以降に稼得されるデジタルサービ **ス収益に対して課税される。デジタ** 同

税の概要英国デジタルサービス 英国デジタルサービス税の概要を

まとめると図表1のようになる。

① https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/digital-services-tax とに内容を解説する。

び3月20日)に英国歳入税関庁(HM RC)が公表したガイダンス(をも 2020年3月19日 (およ

デジタルサービス活動

ルメディアサービスに該当する。

ソーシャルメディアサービス social media service)

うにユーザーに働きかける。 略であり、多くの場合、コンテンツ の育成と維持が、通常、ソーシャル 的に、アクティブなユーザーベース めるという「価値」も含まれる。 プラットフォームに対する関心を高 のユーザーをサービスに引き付け、 あることは疑いないが、さらに多く フォームの収益化に不可欠な要素で 出す方法は多くあり、ユーザーにつ 運営主体がユーザーから価値を引き **デルである。ソーシャルメディアの** トフォームにもっと時間を費やすよ を定期的に投稿することや、プラッ メディアビジネスのコアビジネス戦 いて収集されたデータがプラット 依存して価値を生み出すビジネスモ は、アクティブなユーザーベースに ソーシャルメディアサービスと

方が満たされている場合にソーシャ 要素に着目している。次の条件の両 ユーザー参加に関わる2つの重要な ソーシャルメディアの定義は、

多人数参加型オンラインゲーム

・ユーザーが作成したコンテンツを ・サービスの主たる目的または主た 進することである。 することが当該サービスの重要な 他のユーザーが利用できるように ンツ間のコミュニケーション)を促 およびユーザーが作成したコンテ (ユーザー間のコミュニケーション る目的の1つが、ユーザー間の対話

事業は、範囲から除外される。オン 音楽など)のストリーミング、 有するためのプラットフォームが挙 限り含まれない。メディア(映画や フォームと高度に統合されていない 枠でソーシャルメディアプラット ションネットワークやプライベート **げられている。テレコミュニケー** フォーム、ビデオ/画像共有プラッ グサイト、マイクロブログプラット プロフェッショナルネットワーキン 当する例として、ソーシャルおよび ム(例:メールサービスなど)は、大 コミュニケーションプラットフォー イト、およびユーザーレビューを共 トフォーム、オンライン出会い系サ ソーシャルメディアサービスに該

> ダンスが示されている。 ゲームの機能に関する具体的なガイ は各サービスの内容に大きく依存す たす場合があるとされており、これ ラインフォーラムや 一部のオンライ ンゲームなどのサービスは定義を満 考慮する必要があるオンライン

ザーが創出するコンテンツ間 様であり、ユーザー間またはユー がある。オンラインゲームは多種多 ケーションが前提となっているもの ゲームなどユーザー間のコミュニ ミュニケーションの重要性もさまざ オンラインゲームのなかに対戦型 のコ

特徴である。

ないとしている。 シャルメディアサービスには該当し 的な特徴であり、ユーザーの娯楽が アサービスに該当するというわけで うだけで必ずしもソーシャルメディ によって決定される場合にはソー 主としてゲームとソフトウェアの質 はなく、コミュニケーションが補助 レーヤー機能が具備されているとい 必要であるとしている。マルチプ スに該当するかの判断が原則として ム単位でソーシャルメディアサービ 的であるかどうかは別として)ゲー このため、ガイダンスでは、(現実

> るため、ゲーム自体は無料であるも 集団を構築する事業戦略をとってい するとする。MMOは、ソーシャル ディアサービスとしての要件を充足 りゲームエクスペリエンスの中核的 る。他人と対戦するということがよ アの定義に近しいものであるとす 機能を超えて、ソーシャルメディ games、通称「MMO」という)は単 入によって収益を獲得するものも多 のの、広告料収入やゲーム中での購 続的に関与するより大きなユーザー するネットワーク効果に期待し、継 メディアと同様ユーザー同士が創出 ような場合、ゲームがソーシャルメ ということがゲームの価値を高める なるオンライン型マルチプレーヤー な位置を占め、他のユーザーがいる (massively multiplayer online

ションを作成できる、ユーザーは たる娯楽となっている。このような が作り出すコンテンツとの交流が主 築できる、ユーザーは課題とミッ が参加する仮想世界と仮想環境を構 する、ユーザーはすべてのユーザー Iではなく主に他のユーザーと対戦 ゲームの特徴として、ユーザーはA のユーザーとの交流や他のユーザー このようなゲームにおいては、

いる。 ケーションできる、他のユーザーと と(テキストや音声などで)コミュニ 換できる、ユーザーは他のユーザー ゲーム内で他のユーザーと物品を交 ユーザーの前進や競争力を高めると いったことが参考として列挙されて やり取りが、ゲーム内での当該

は当たらないとしている。 要であると述べている。単なるゲー 継続的な影響を与えていることが必 のユーザーのゲーム体験にある程度 でなければならず、ゲーム環境や他 供するコンテンツと峻別し得るもの の点についてHMRCは事業者が提 ンテンツとは何かが問題であり、こ る。この際、ユーザーが作成したコ スに該当するかどうかの分岐点とな である」という点についての判断が、 ることが当該サービスの重要な特徴 ディアサービスの2つ目の要件である 条件を満たすため、ソーシャルメ ムへの参加は、 MMOがソーシャルメディアサービ 「ユーザーが作成したコンテンツを 通常、 !のユーザーが利用できるようにす 多くのMMOがこういった コンテンツの作成に

なっている。

(2) (an internet search engine, インターネット検索エンジン

り、ユーザーがそのWebサイト(お サービスの提供者とみなされる。 を提供している第三者が、デジタル 検索ボックスに対してテクノロジー ウェブサイトの所有者ではなく当該 第三者のいずれが課税対象となるイ 背後でテクノロジーを提供している る場合、諸条件を勘案してウェブサ 表示するための「検索ボックス」があ に外部のウェブサイトからの結果を 囲外となっている。ウェブサイト上 よび密接に関連するWebサイト 機能する検索エンジンの提供であ であるかを判断するが、原則として ンターネット検索エンジンの提供者 イトの所有者または検索ボックスの で「単語」を検索できるようにする単 サイト上の検索機能の提供は、範 原則としてインターネット全体を

(3)ス(an online marketplace) オンラインマーケットプレイ

独立第三者であるユーザー間の商品 務のオンラインマーケットを提供 するサービスである。 オンラインマーケットプレイスと 商品、 サービス、不動産関連役 したがって、

> 該当するには次の2つの基準が両方 どうかをテストする。オンライン 充足されなければならない。 マーケットプレイスの提供の定義に ンサービスの中心的な目的であるか やサービスの交換の仲介がオンライ

・サービス利用者が提供する資産等 ・サービス利用者はプラットフォ る(条件A)。 の主たる目的、または主たる目的の の販売(またはレンタル)を促進 の他の方法で提供することができ 売(またはレンタル)、宣伝またはそ ム上で資産等を他のユーザーに販 1つである(条件B)。 (facilitate) することがサービス

備えているということであり、条件 ザーが宣伝、提供、販売する機能を についての基準であり、実際にユー ンマーケットプレイスの対象外であ イスの出店者や小売業者/オンライ あるかどうかを意味している。 Bは促進がサービスの主たる目的で ン事業者自身が行う販売はオンライ ガイダンスでは、マーケットプレ 前記の基準は、 条件Aが事実関係

> ないケースを除外するための基準と 等を広告販売する機能を具備してい テストであり、仮にユーザーが資産 ても該当する。条件Bは主たる目的 掲示板機能しか持たない場合であっ かわらず、また条件Aで「宣伝」して 積極的に取引に関与しているかにか プラットフォーム運営者が何らかの 段階(B2C)であるか、卸売り段階 て付随的なものであるか、重要では たとしても、それがサービスにとっ いるだけでも足りるため、 付加価値を付けている必要はなく 外部で行われるかは関係ない。また、 で行われるか、プラットフォームの には該当しない。販売が最終小売り (B2B)であるか、取引が市場自体 いわゆる

プラットフォーム上で多数の販売者 場合が非該当のケースとして挙げら 可能でそこから広告収入を得ている においては少数であっても該当し得 だし特殊な物品を販売している限り を集めることを目的としている(た トプレイスではない可能性が高く、 売上を計上している場合はマーケッ して、自身が会計上販売者としての れている。主たる目的の判断基準と イトで園芸関連雑貨の広告の掲載が 例示として、 園芸雑誌のウェブサ

が1社の場合はマーケットプレイス

プラットフォーム上での販売者

(図表2) 課税対象収益の事例

【事例1】

英国のユーザーが(出店者または消費者として)取引の当事者であるすべて の収益は、相手方の所在地に関係なく、英国のデジタルサービス収益と なる。これには、手数料と配送料を含む。

【事例2】

土地または資産に関連する取引を促進するオンラインマーケットプレイス では、所有者または出店者の場所ではなく、土地の場所が考慮される。 英国の宿泊施設、土地、建物に関連する取引は、常に英国のデジタルサ ビス収益となる。取引に英国以外の宿泊施設、土地、または建物が含ま れる場合、その取引からの収益は、消費者が英国のユーザーである場合 にのみ、英国のデジタルサービス収益として扱われる。

はマー く ザーによって閲覧または利用され benefit)を得ており、英国のユ とリンクさせることにとってオンラ いる場合、 イン広告が重要な利得(significan る課税対象収益に含まれる。 ソーシャルメディアから稼得 ケットプレイス、 当該オンライン広告収入 検索エンジ

対価 め け な考慮が必要となることに留意しな 複数の当事者が関与し、それぞれに の例を挙げる。 ればならない。 定義を満たすことができる。 オンラインマーケットプレイスは 課税対象収益の判定でも多面的 を支払うことが一般的であるた 図表2に、 いくつ

アイテムを検索できるようにするな ている、ユーザーが条件に基づいて るための認識可能な「場所」を提供し している、商品やサービスを販売す <u>る</u>、

当該販売者間での競争を促進

も、オンラインマーケットプレイス

service, online advertising サービス(associated 関連オンライン広告

良の価格で購入できるようにするデ

なお、ユーザーが特定の商品を最

マンドサイドマーケットプレイス

ている、等がマーケットプレイスの

収益が取引数と取引高に連動し 販売を促進する機能を有してい

特徴として挙げられている。

V, 税対象となる活動はオンライン広告 に含まれていないが、前記3つの課 掲載料で便益を得ていることが多 課税対象となるデジタルサービス オンライン広告収入は、 前記3つ

前 記3つの課税対象となる 活

(図表3) オンライン広告サービスの例

英国のユーザーが閲覧またはその他の方 法で消費した広告に関するオンライン広 告収入の判定において、広告の対価を支 払う事業者または広告代理店の所在地は

考慮されない。つまり、日本の広告代理

店と日本の事業者間の契約であっても、 オンライン広告の閲覧者が英国に所在す る場合、広告料収入はデジタルサービス

税の課税対象となり得る。

タ

スの ダンスのなかでは、 サイトを斡旋する、といったサービ めに行われていると位置づけられる。 ライン広告は課税対象となるデジタ 能にすることを実施しており、 データを保有し、効果的な広告を可 シャルメディアはユーザーの膨大な ケットプレイス、検索エンジン、ソー ンライン広告活動とデジタルサービ (relationship or connection)がオ いて法は定義をしていないが、ガ スもみられる。 態として関連会社や第三者のウェブ (association)が求められるかにつ トに広告を掲載するのみならず、 しており、必ずしも自社ウェブサイ 、サービスの延長線上で資金化のた オンライン広告市場は高度に成熟 間に認められる場合には関連が どの程度の関連 関係または連携 オン 業 性 イ

ば、 り、 ため、 告の価値が高められているのであれ 進 要な便益とは何かについては特に基 連 あ 3参照)。 該当するであろうとしている(図表 るために設けられた基準にすぎない ル い場合やわずかである場合を排除す **・はなく、あくまでも前記のデジタ** サービスから何の便益も得ていな 一性の強さは求められていない。 ると述べるにとどまっており、 この便益によってオンライン広 関連オンライン広告サービスに 認識できる何らかの便益があ 関

デジタルサー 収益認識基準と |ユーザーの定義 ビス税 **の**

生じる収益に対して課税される。 象となるデジタルサービスを英国 P)に従い、 ユーザーに対して提供することから 会計基準(IFRS、 利用者であり、 ユーザーとは個人、 デジタルサービス税の 収益認識は国際的に認められた 連結グループが課税対 法人等すべて 日本のGAA 課税計 算

る。 ープのメンバーは、 ルサービスプロバイダーと同じグ ただし、 自社の従業員やデジ 法人間取引も含ま ユーザーとは

あることから、企業に、通常の商業

established in the UK)、と規定さ an individual normally located is reasonable to assume is either れている。 in the UK or, for businesses 的であるユーザー(a user who it されていると推測することが合理 ザーの特定が重要である。英国ユー ス収益の計算において、英国ユー みなされない。英国デジタルサービ 通常英国に居住または設立

あることが合理的に推測されるユー あるとされる。企業は、 業者ユーザーの(税務上の)居住性の establishment)' ザーを見極めることとなるが、この な情報に基づいて、所在地が英国で 判定を求めることはかえって困難で ければならず、独立第三者である事 である利用者の「所在地」を判定しな ビスプロバイダーは、 異なると述べている。デジタルサー ては居住性、 の居住性と設立の意味合いについ than not」の基準を適用する。 イアンス負担の軽減のための基準で 合理的に推測する方法は、コンプラ (permanent establishment) ゃ は 合理性の判断には、「more likely 固定的施設(fixed 恒久的 端的に事業者 利用可能 施 設

> している。 活動で必要となる情報以上の追加的 な情報収集を求めないことを趣旨と

すべきとされている。 本であるが、配送先は英国である場 が例示されている。相互に矛盾する ができる証拠として次のエビデンス 合)、最も適切なエビデンスに依拠 (たとえば請求先登録上の住所は日 英国ユーザーの判定に用いること

- 配達先(Delivery address)
- ·請求先住所(Payment details)
- ーPアドレス(IP address)
- contractual evidence) of advertising based 契約で判断する広告のエリ (Intended destination o n
- location of goods which are 賃貸の対象となる資産の所 rented out) (The address of property or 在

基準とし、 広告料収入の課税には広告エリアを 品の配送先が基準となり得る。また、 れる)を課税対象としているが、商 仲介手数料(通常売上の30%といわ れる資産の譲渡それ自体でなくその マーケットプレイスを介して行わ 旅行の斡旋にはホテルの

> 設を提供するオンラインマーケット 場合に限り、英国のユーザーから生 含まれる場合、その取引からの収益 が立法段階で修正されており、取引 じた収益となる。 に英国以外の宿泊施設または土地が プレイスの「英国のユーザー」の定義 消費者が英国のユーザーである

国を含む欧州周遊パッケージの日本 スでの斡旋は、課税対象とならない。 ケージは課税対象収益となるが、 **人旅行者に対するマーケットプレイ** したがって、英国単独の旅行パッ 英

法算方法および納付方デジタルサービス税の

税される。 の基準を充足する企業グループに課 デジタルサービス税は、 次の2つ

企業グループの会計期間の英国の デジタルサービス収益が5億ポン accounting period)の課税対象 タルサービス収益(英国デジタル ユーザーが関与する課税対象デジ ドを超える。 企業グループの会計期間 OST

> サービス収益)が2、500万ポン ドを超える。

所在地が基準となる。なお、宿泊施

場合は、 べてのデジタルサービス収益の合計 グループ内で実施している場合、す 複数のデジタルサービスを同一企業 額を前記の基準額と照合する。 なお、 前記の基準額を按分する。 会計期間が12カ月より短

算し、配賦控除する。 ジタルサービス収益に応じて按分計 ちいくつかが後述する代替計算規定 allowance) される。複数のデジタ る最初の会計期間は、2020 選択する場合には、基礎控除額をデ 500万ポンドが基礎控除(DST である。 4月1日以降に開始する会計期間 ルサービスを提供しており、そのう (Alternative Charge Provision) & デジタルサービス税が適用され 税率は2%であり、2、 年

額を割り当てる。二重課税の防止の 住者であるグループメンバーに納税 グループ全体の英国のデジタルサー 務はグループ企業各社が負う。 に応じて、英国および英国以外の居 ビス収益に占める各社の収益の割合 のの、デジタルサービス税の納税義 プ全体の収益に対して計算されるも デジタルサービス税は企業グルー

border relief claim)° する請求を行うことができる(cross ジタルサービス収益の5%を削減 となる取引とは、 プレイスからの収益に関して英国デ ビス税の対象となるマーケット 他 の国でも同様のデジタル 次の場合である。 請求の対象

外国のユーザー 取引と関連して生じる収入の全額 ビス税の課税を受ける、または受け ケットプレイス上の取引である。 または一部が外国のデジタルサー ると考えられる。 が参加するマ

象に含める趣旨である。 なっていることが特定できない場合 デジタルサービス税の課税対象と があり、そのような場合を請求の対 があり、 よって帰属課税収益を計算するもの れているデジタルサービス税のなか いては、 「受けると考えられる」の意味につ 取引を特定せずユーザー数に 諸外国で導入または検討さ 正確には当該取引が外国の

今後HMRCは類似の税リストを

業のため、 公表予定である。 利益率の低い事業および損 収益に代わる代替計 失事

> 国の当該事業活動固有の営業利益率 よって行う必要がある。 権の行使は毎会計期間、 出する営業利益の0・8が課税標準 算し、収益に営業利益率を乗じて算 ができる。選択権を行使すると、 企業グループが行うデジタルサービ 算規定の選択権が認められてい て計算する)。代替計算規定の選択 とされる(税額はこれに2%を乗じ ス活動ごとに選択権を行使すること (Alternative Charge Provision)° (正当かつ合理的な基準で計算)を計 申告書に 英

国 でに王立承認を受ける。 象には含まれていない。 英国の法人税の目的で税額控除が可 翌日である。デジタルサービス税は 社が提出する英国のデジタルサービ 告書に従い、会計期間の終了後12カ ジタルサービス税は英国の法人税申 する会計期間の終了から90日以内に 能(ただし還付は不可)であるが、英 ス税申告書で申告納税を行う。納付 月以内に企業グループが選出する一 [が現在締結している租税条約の対 ឱ限は会計期間終了から9カ月後の |MRCに通知する必要がある。デ 閾値を超える企業は、 今後、 最初の関連 夏ま

日本企業に対する影響

OECDとG20の国際的な合意に従 までも暫定措置であり、英国政府は、 なっている。 年までにレビューが行われる予定と うことを再確認しており、 英国デジタルサービス税は、 2 0 2 5 あく

化に伴う課税上の課題に関するス 示された。 アプローチにかかる「制度の大枠_ 柱(国際課税原則の見直し)の統合的 テートメントが公表され、 1月31日にOECDから経済の電子 第1の柱に関しては、 2020年 第1の

インマーケットプレイスは外出禁止 るかもしれない。 ビジネスの代替計算方法が改正され 気後退により、非常に低い利益率の もあるのではないかと推測される。 MOが含まれる場合、充足する企業 **にソーシャルメディアサービスにM** 650億円/32億円)の基準は、 の開始が必要である。 なる可能性がある日本企業は検討 / 2、5 0 0 万ポンド(すなわち約 今後、COVID―19が原因の景 英国デジタルサービス税の対象と 全般的にはオンラ 5億ポンド 特

> 離せない。 とが予想され、 税金の導入の機運が一気に高まるこ たすこととなれば、全世界で類似の ビス税が英国税収に大きな貢献を果 を伸ばしており、英国デジタル または自粛要請により全世界で売上 今後の動向から目が サー

溝口 史子(みぞぐち・ふみこ) デロイト トーマツ税理士法人 間接税サービス・パートナー 旧自治省勤務を経て、2001年より大手ド イツ国際税務会計事務所に勤務。2005年 にドイツ税理士登録、2015年より現職。 海外間接税アドバイスを専門とし、リスク マネジメント、トレードコスト削減に関す る幅広いアドバイスを提供。